

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量(国土広域情報修正)
- 2 作業の期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

### 鹿児島県告示第288号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、指宿市長から平成30年8月24日鹿児島県告示第852号で告示した公共測量の実施は、平成31年3月8日終了した旨の通知があった。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県告示第289号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 起業者の名称  
南大隅町
- 2 事業の種類  
観光地周辺駐車場等整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南字横枕地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南字横枕地内における1,386平方メートルの土地を起業地とする観光地周辺駐車場等整備事業(以下「本事業」という。)である。

本事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である南大隅町は、平成30年度当初予算において、土地購入費についての予算措置を講じておらず、残りの工事費等についても、平成31年度及び32年度予算で計上することを確約している。

したがって、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

##### ア 得られる公共の利益

南大隅町の北東に位置する雄川の滝は、幅60メートル、落差46メートルで透き通ったエメラルドグリーンの滝つぼが特徴で、平成30年は対前年比316パーセントの164,000人の観光客が訪れており、今後も多数の観光客が見込まれている。

現在、雄川の滝の最寄りの駐車場へは、道路の構造上、大型観光バスが直接乗り入れるには困難であり、南大隅町観光交流物産館や南大隅町役場で、小型バスに乗り換えをしている。バスの乗り入れ時の安全確保や観光客のトイレの利用、乗り換えの間の休憩

所がないことなどの課題が発生している状況であり、南大隅町観光交流物産館等の利用客や観光客、更には観光バスツアーを企画する旅行代理店からも改善を求められている。

また、雄川の滝に比較的近い諏訪地区においては、並列鳥居を有する諏訪神社や諏訪宇都の板碑といった観光地があり、起業者における観光地振興の重要な拠点に指定しているが、公共の駐車場もないことから、観光客の十分な観覧や散策時間がとれない上に、観光客による路上駐車によって、地域住民の日常生活においても、安全かつ快適な生活が阻害されている状況である。

このような状況の中、新たに普通乗用車22台（身障者1台含む。）、大型観光バス1台、乗り換え用の小型バス1台が駐車可能なアスファルト舗装の駐車場及びトイレ、休憩所等の施設を、本事業により整備することにより、雄川の滝への大型バスを利用する観光ツアー客の利便性の向上を図り、観光客の増加に対応するものである。

また、駐車場が整備されることにより、諏訪地区で課題となっていた観光客の路上駐車が解消され、観光客の訪問のしやすさや地域住民の日常生活の安全性に繋がることになる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本事業の起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域に指定されている地域であり、同地域の北端の外周部に位置するとともに、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく第1種農地に指定されている。

本事業によって、約13.86アールの農地が駐車場敷地となるが、南西に広がる農地の集団性は保たれることから、地域の農業経営に与える影響は小さいと判断される。

本事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、起業者が任意で本件起業地内の調査を行ったところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本事業の施行による環境への影響は少ない。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

本事業の施行にあたっては、本事業の起業地周辺が観光地であり、また、本事業の起業地が河川沿いでもあることから、工事機械は、排出ガス対策型及び低騒音型を使用して周辺環境に配慮するとともに、振動や濁流流出の防止に努めている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本事業で整備される駐車場は、国土交通省の「駐車場設計・施工指針」に基づき算定し、公共用トイレについても、株式会社高速道路総合技術研究所の「設計要領第6集第1編休憩用建築施設」のパーキングエリアのトイレの配置と規模に基づき、必要最小限な面積を算定している。

四阿及び小広場スペースは、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則」に基づき、設置するものである。

次に、本事業の起業地の選定にあたっては、必要な駐車場台数の確保、観光地を周遊する幹線道路に位置していること、道路交通環境・安全確保及び高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路の確保ができ、大型バスの進入口が確保できること、経済的合理性があることの4項目を基本条件として、最終的に2つの候補地に絞り込み、総合的に比較検討し、最も合理的である起業地を選定している。

したがって、本事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

## ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、南大隅町が平成26年度に策定した南大隅町第2次総合振興計画（計画期間 平成27年度から平成31年度までの前期5年間）に合致する計画であり、4(3)アで述べたように、周辺住民や観光客からも駐車場整備の要望がなされている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

南大隅町役場観光課

## 鹿児島県告示第290号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 起業者の名称

与論町

## 2 事業の種類

与論町役場新庁舎駐車場整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

鹿児島県大島郡与論町大字茶花字窪舍地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、鹿児島県大島郡与論町大字茶花字窪舍地内における14,436.14平方メートルの土地を起業地とする与論町役場新庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である与論町は、平成29年度に地質及び補償調査費の予算を計上し、執行済みである。

また、平成30年度当初予算において、本件事業の用地費及び工事費の一部についての予算措置を講じ、残りの工事費等についても、平成31年度予算で計上することを確約している。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

本件事業を施行する与論町の現庁舎は、建築から50年あまりが経過し、建物の老朽化